電気工事士免状の再交付申請について

　第一種及び第二種電気工事士免状（旧電気工事士免状を含む。）を，紛失、汚損、き損等した場合には，下記により再交付の申請をしてください。

記

１．申請できる方

　　石川県知事から免状の交付を受けた方。

　　免状の再交付は，現在のご住所に関係なく，最初に免状を交付した都道府県　　　知事に申請してください。

２．申請場所

石川県電気工事工業組合　金沢本部

　　　金沢市新保本4-65-22（〒921-8062）

　　　ＴＥＬ（076）269-7880　ＦＡＸ（076）269-7881

石川県電気工事工業組合　能登本部

　　　七尾市寿町112-3（〒926-0861）

　　　ＴＥＬ（0767）53-0222　ＦＡＸ（0767）53-8084

石川県電気工事工業組合　加南本部

　　　小松市向本折町ネ88（〒923-0961）

　　　ＴＥＬ（0761）22-6244　ＦＡＸ（0761）24-6316

３．必要書類等

（1）電気工事士免状再交付申請書

（2）現在持っている免状（紛失の場合を除く）

（3）手数料　　石川県証紙２，７００円

※石川県証紙は、証紙売りさばき人一覧にて販売しています。

（4）写真１枚　縦４cm，横３cm（無背景、無帽），６ヶ月以内に撮影されたもの。写真の裏には氏名を記入してください。

＜注意点＞

　外光/蛍光灯など明るい場所で撮影してください。

　顔の上下左右に十分な余白を設けて、正面から撮影してください。

　暗い写真、明るすぎる写真、余白のない写真などカード化に適さない場合、

　再度提出いただくこともあり得ますので、ご注意ください。

**※能登半島地震で被災された方は、手数料が減免されます。**

詳しくは「[こちら](https://www.pref.ishikawa.lg.jp/zaisei/zaisei/genmen.html)」をご確認の上、以下の書類を申請してください。

（1）電気工事士免状再交付申請書

（2）罹災証明書（または被災証明書）のコピー

もしくは[免状等再交付手数料免除申請書](https://www.dennet.jp/cms/wp-content/uploads/23c171325e0262009f2747e86490ed94.xlsx)(←をクリック)

（3）汚損の場合は、汚損した免状等の原本（提出が可能な場合に限る。）

（4）写真１枚　縦４cm，横３cm（無背景、無帽），６ヶ月以内に撮影されたもの。写真の裏には氏名を記入してください。

４．その他の注意事項

　①氏名が変わった場合には，再交付申請と同時に書換え申請が必要になります。

②汚損、き損等した免状は，申請時に返納してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 電気工事士免状再交付申請書  　　　　　　　　　年　　月　　日  石　川　県　知　事　　殿  　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　　住　　　所  （ ふりがな ）  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　　名  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　生年月日　　　　　　　年　　　　月　　　　日生  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（連絡先　TEL　　　　　　　　　　　　　　　　　）  　電気工事士法施行令第４条第１項の規定により電気工事士免状の再交付を受けたいので、  次のとおり申請します。 | | |
| 免状の種類 | 第　　　種 | |
| 免状の交付番号 | 石川県　第　　　　　　　号 | |
| 免状の交付年月日 | 年　　　月　　　日 | |
| ◎再交付を受ける理由 | １　免状を汚した。  ２　免状を損じた。  ３　免状を失った。 | |
| ※　受　　付　　欄 | | ※　　経　　過　　欄 |
| 手数料貼付欄  （石川県証紙） | |  |

（備考）

　１　この用紙の大きさは、日本産業規格A４とすること。

　２　◎印欄には、該当する事項を○で囲み、これを証明する書類を添付すること。

　３　※印欄には、記入しないこと。

　４　汚し、又は損じた免状は、この申請書に添えて返納すること。

　５　失った免状を発見したときは、返納すること。